

I いじめの防止等のための対策に対する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会が総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうしたなか、本校は、学校教育目標に掲げる「正しく判断し行動できる人」「勤労と責任を重んずる人」「心身ともに健康で安全な生活ができる人」を育成することにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが必要である。

2 いじめの定義

いじめとは「ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

【「いじめ防止対策推進法」第1章「総則」第2条〈定義〉】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を強要される
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯端末、各種通信機器によって誹謗中傷されたり嫌なことをされたりする個々の行為がいじめに当たるかの判断は、いじめられた（と訴える）生徒の立場に立つことが必要である。

外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた（と訴える）生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、インターネットやSNS上で行われているいじめは、本人が知らず心身の苦痛を感じるに至っていないケースもあるが、これについても加害行為を行った生徒に対する指導は、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

個々の行為だけを見れば“ささいなこと、日常的によくあるトラブルであっても、それらを繰り返され、複数の者から行われることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等が募り、時として死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視しなければならない。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するために、“目に見えやすい”けんか・暴力とはしっかり区別して考えていく必要がある。

3 いじめの基本的認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の生徒観や指導観、指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一丸となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

「いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる問題である」という理解のもと、指導に当たることが肝要である。

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめの見逃し見過ごしにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認・助長し加害者側の行為をエスカレートさせたり、被害者に相談することをためらわせたりする事例も報告されている。

よって、全ての教職員が「正しいいじめ問題理解・適切ないじめ問題対応」に向かえるように、研修や情報交換を図る必要がある。

(1) 居場所づくり

学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。このことにより、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」につなげる。

(2) わかる授業

学校生活の大半を占める授業において、全ての生徒が本来的な意味での「居場所」として実感できるようにするため、研究部とタイアップしすべての教師がわかりやすい授業をつくるための研修を重ねる。

(3) 授業規律

授業における「居場所づくり」のための第一段階として、すべての教師による授業規律の徹底を図る。（「飯中スタンダード」の活用等）

(4) 自己有用感

生徒一人ひとりが活躍し認められる場を、全ての教育活動の場において推進する。

(5) 豊かな人間性の育成

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、啓発活動として道徳、学級活動等の充実に努める。

(6) 地域づくり・生徒会づくり

保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止を目指して生徒が自主的に行う生徒会活動・自治的活動に対する支援を行う。

(7) 特に配慮が必要な生徒の対応

特に配慮が必要な生徒、発達障がいを含む、障がいのある生徒、外国につながりを持つ生徒、性同一障がいや性的指向・性的自認に係る生徒については、該当生徒のニーズや特性をふまえ、教職員間で共通理解を深めるとともに、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

2 生徒に培う力と、そのための取り組み

(1) 絆づくり

自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。

(2) 問題解決能力の育成

学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

(3) 言語活動の充実

学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力を育成する。

(4) 心のサポート

「心とからだの健康観察」「飯中生のあゆみ」等を活用し、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントを行う。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止および発生の際の迅速な解決のため、「いじめ問題対策協議会」を設置する。

(1) 構成員

校長・副校長（顧問）／生徒指導主事（座長）／学年主任／養護教諭／教育相談担当
スクールカウンセラー／学校支援員

（他に必要な場合は、各種専門機関にも依頼）

(2) 取り組み

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② 年間指導計画の作成（道徳教育・学級活動・生徒会活動の全体計画への位置づけ）
- ③ いじめにかかわる研修会等の企画立案
- ④ 未然防止や早期発見のための取り組み
- ⑤ アンケート及び教育相談の実施と結果交流（各学級・学年の状況報告等）
- ⑥ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進や助言

(3) 開催時期

月1回を定例会とする（運営委員会開催時）。いじめ事案発生時は、校長または座長の要請により緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取り組み

- (1) 生徒会による「おもいやり宣言」等の取り組み
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や地域行事の企画
・「まごころ週間」「ボランティア活動」「町民運動会ボランティア」等
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種取り組み・研修会等への参加
- (4) 各専門委員会の取り組み

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校通信等に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、各種通信を通じて保護者に周知連絡または協力を

呼びかけると共に、家庭や地域への啓蒙を図る。

- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 家庭訪問、三者面談、地域の各種会合等で得られた公的私的情報の交換や交流を密にする。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。また、必要に応じて校内外の講師から講話をいただく場を設ける。

- (1) すべての教職員を巻き込んで、共通理解・共通認識のもとでいじめ問題に対応する。
- (2) 「わかる授業づくり」を、学力向上の取り組みとしてばかりでなく、生徒指導（いじめ未然防止）の一手法としてとらえ、すべての生徒が授業に主体的に参加し活躍できるよう、授業改善を図る。

III いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) 悩みを持った生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築けるように心がける。（多忙さや私的マイナス感情を表さない。悩みを過小評価しない。相談には真摯に対応する等。）
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化に配慮する。（あゆみノート、学級日誌等の活用）また、養護教諭との情報交換も大切にする。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 保護者や地域、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (7) 生徒の変化や得た情報については、職員個人の判断で処理せず組織で共有して対応する。必要に応じて「いじめ問題対策協議会」を機能させる。

2 いじめアンケートおよび教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査（年6回）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査（年2回 学校評価アンケートによる）
- (3) 教育相談期間におけるいじめ相談について（年2回）

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。

いじめの兆候を発見した時は、関係する教職員で迅速に情報を共有し適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口は、下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談や対応（生徒及び保護者）……………生徒指導主事を中心に全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用……………養護教諭・教育相談コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口……………副校長
- ネットを通じて行われるいじめ相談……………学校または所轄警察署等
- ※市町村設置の相談窓口……………0197-65-3365(市教委教育相談員直通)
- ※24時間いじめ相談電話(県教委)……………019-623-7830(24時間対応)

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報・相談を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。（「いじめ問題対策協議会」を機能させる）
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の心とからだの安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応にあたる。

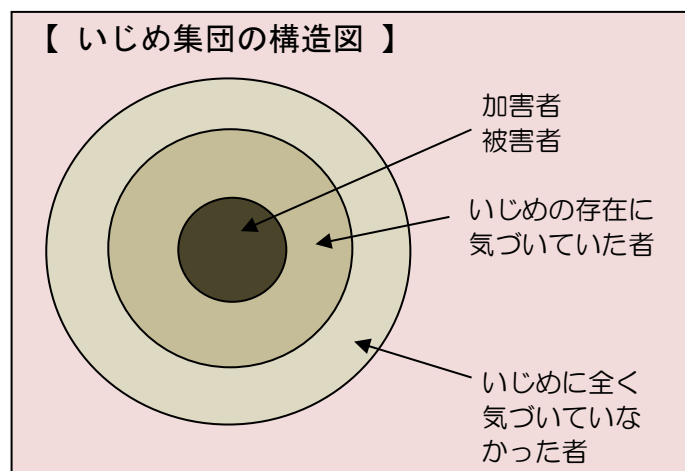
2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
(情報の収集と記録は、該当する生徒の学年主任が中心となって進め、生徒指導主事に報告する。その後生徒指導主事は、校長と副校長に報告する。また、情報の収集と記録は、いつ、どこで、誰が、何を、どのように等の事実を時系列でまとめるとともに、いじめ状況報告シートにもまとめる。)
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ問題対策協議会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと役割分担をして問題の解決にあたる。（「いじめ問題対策協議会」では、校長の指導のもと、対応方針を決定し、いじめの改善や再発に向けて協議する。）
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを「いじめ問題対策協議会」において適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、必要に応じて、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 被害者の学年主任と学級担任は、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかを、面談等により被害者本人及びその保護者に確認する。
いじめが解消した状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものを含む) が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していることを指す。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級や当該集団等で話し合いを行うなどする。いじめは絶対に許されない行為であり、飯豊中学校から根絶しようという態度で指導を行う。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。



4 警察・他機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ問題対策協議会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の理解・協力・指導を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは 【「いじめ防止対策推進法」第28条①】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) その他、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、「いじめ問題対策協議会」が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、速やかに北上市教育委員会に報告する。

3 重大事態発生時の対応

《 学校が調査の主体となる場合 》北上市教委の指導・支援のもと、次の通り対応する。

1 重大事態の調査組織を設置

「いじめ問題対策協議会」が調査組織の中心となる。

2 事実関係を明確にするための調査を実施

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ問題対策協議会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

また、調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

3 いじめを受けた生徒及び保護者へ適切な情報提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報取り扱いには十分配慮する

4 調査結果を教育委員会に報告

5 調査結果を踏まえた必要な措置

「いじめ問題対策協議会」では、調査結果を踏まえ、解決に向けた取り組みを検討し実施する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

VII その他

1 地域や家庭との連携

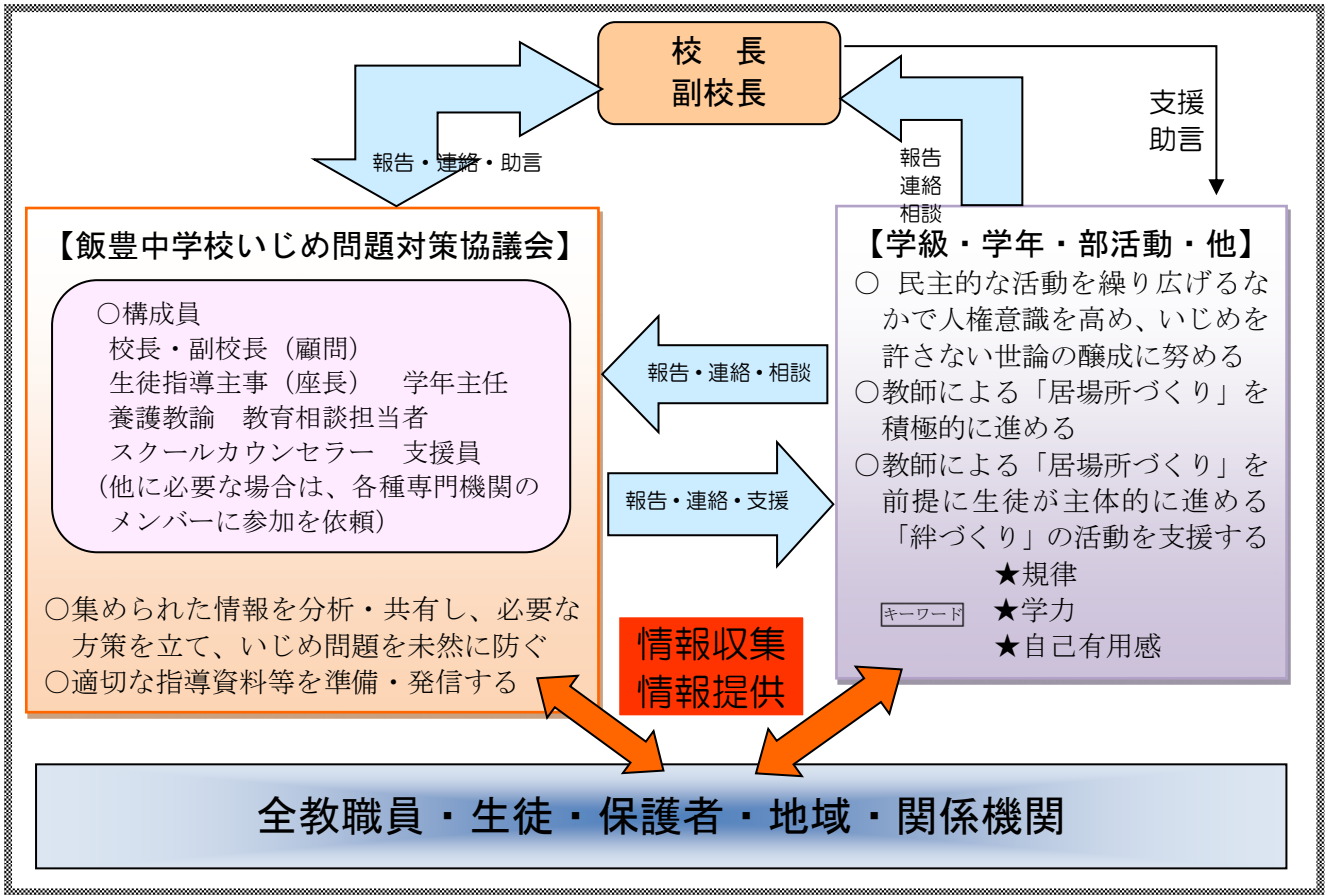
いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者や生徒、地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 「いじめ防止基本方針」作成に関して

「いじめ防止基本方針」の作成に関わっては、学校評議員等の意見を取り入れながら作成にあたる。

VIII イメージ図

1 いじめ防止のための体制（平常時）



2 いじめ対策のための体制（いじめ発生・発見時）

